

# ＜募集要項＞

若者によるまちづくり提案事業「WAKATTE」は、まちのヒト・コト・モノと関わる社会参加企画を募集し、原則 1～3 団体を採択し、実現する事業です。自らの強みや意欲を生かした企画を実現することで、様々な才能を発揮しながら、地域社会に参画することを目指します。

## 1 目的

若者が自らの強み、意欲を生かしたまちのヒト・コト・モノ<sup>※</sup>と関わる社会参加企画を提案し、多様で多世代の人と関わりながら実現することによって、思考力や判断力などの生き抜く力を育み、地域社会の担い手として成長すること。

※ヒト・コト・モノいずれか1つでも可

## 2 内容

まちのヒト・コト・モノと関わる社会参加企画を若者団体から募集し、審査を行った上で原則 1 団体を採択して実現する。1 位で採択された団体の予算に余裕がある場合、複数団体採択の可能性あり。

## 3 募集期間

令和 7 年 4 月 13 日（日）～5 月 24 日（土）必着

## 4 企画実施期間

令和 7 年 7 月 19 日（土）～令和 8 年 1 月 31 日（土）

## 5 対象団体

- ・主なメンバーが市内在住・在勤・在学の 18 歳～35 歳で構成されている団体。
- ・主なメンバーが 18 歳～35 歳で構成され、豊田市内での活動経験がある団体。

## 6 採択数・委託料

原則 1 団体・最大 50 万円（下限は 20 万円）

1 位で採択された団体の予算に余裕がある場合、複数団体採択の可能性あり。

## 7 対象企画条件

- (1) まちのヒト・コト・モノと関わる社会参加企画であること。  
(例：豊田を面白いまちにするイベント、豊田の良さが伝わる取り組みなど)
- (2) 令和 7 年 7 月 19 日（土）～令和 8 年 1 月 31 日（土）までに実施可能な企画であること。
- (3) 企画の財源に、豊田市や豊田市の公共的団体による他制度で助成を受けていないこと。
- (4) 法令を遵守した企画であること。
- (5) 営利を目的とした企画でないこと。
- (6) 政治的または宗教的な企画でないこと。

## 8 委託料について

- (1) 上限金額は 50 万円とする。(下限は 20 万円)
- (2) 対象企画事業を実施するために直接必要と認められる費用であること。  
※対象費用等の詳細については最終頁に記載。
  - ・委託費用は契約締結後に支払う(契約締結前の費用は必要経費に含めない)
  - ・企画内で完結するものであれば、入場料(参加費)の徴収は可。
- (3) 委託費用の支払いは委託契約後、一括または複数払いとする。
- (4) 企画終了後、費用に関する領収書を確認し、余剰がある場合は返金精算を行う。

## 9 審査について

- (1) 審査方法  
1次審査(書類審査)、2次審査(プレゼンテーション)により、原則1団体を採択する。
- (2) 審査項目
  - ①若者特性…若者団体の強みを活かしているか。
  - ②交流成長…企画団体が、多様で多世代の人と関わりながら実現することによって、思考力や判断力等の生き抜く力を育めるか。
  - ③他者影響…ほかの若者が、企画実現に取り組む同世代の姿に影響を受け、まちづくり活動への意欲、関心が高まるか。
  - ④独自性 …企画団体の強みや自由な発想を活かした独自性のある企画か。
  - ⑤企画実現…企画の実現に必要な知識、技術、体制等があり、効率よく事業を実現できるか。
  - ⑥企画効果…企画自体の効果や成果が具体的に得られるか。  
(地域資源の活用、地域住民の注目や関心、社会貢献等)

## 10 企画立案・実施についての注意事項

- (1) 企画は令和7年7月19日(土)~令和8年1月31日(土)までに実施すること。
- (2) 法令を遵守して企画を実施すること。
  - ・主な法令
    - 食品衛生法：飲食物の提供・販売を行う場合
    - 公衆浴場法：テントサウナを行う場合
    - 消防法：火気を使用する場合
    - 航空法：ドローン等を使用する場合
    - 個人情報保護法：参加者から住所、氏名等の個人情報を取得する場合
    - 著作権法：映像、楽曲、キャラクター等の著作物を使用する場合
  - ※その他、様々な法令を遵守すること。
- (3) 企画開催場所等により、必要に応じて、近隣関係者の理解や協力を得て実施すること。
- (4) 企画立案時に実現可能な事業計画書・予算書を作成すること。
- (5) 企画実施に関する活動記録を残し、進捗状況を月毎に報告すること。
- (6) 2次審査結果通知後、企画内容を一部変更したい場合は、すみやかに青少年センターまで連絡すること。
- (7) 企画実施後30日以内に実績報告書等の必要書類を提出すること。
- (8) 最終報告会を令和8年3月8日(日)午後2時~4時に実施すること。

## 1 1 応募方法

- ・応募の際は、事前説明会への参加、もしくは後日配信の動画（青少年センターホームページにアップ）を必ずご覧いただき、募集要項と注意事項をご確認の上応募してください。※詳細は、スケジュールをご確認ください。
- ・応募申請書<sup>※</sup>の様式を青少年センターホームページよりダウンロードし、青少年センターへメール、持参または郵送。
- ・募集締切日【令和7年5月24日（土）】（必着）

※応募申請書の言語は日本語で記載し、各様式 A4 正寸 1 頁におさめること。

## 1 2 スケジュール

事前説明会	日時：令和7年4月12日（土）午後2時～3時 場所：豊田市青少年センター ※参加は必須では、ありません。
募集締切日	令和7年5月24日（土）（必着）
1次審査 （書類審査）	応募書類による選考 ※選考結果は、令和7年6月13日（金）に応募者にメールにて通知
2次審査 （プレゼン テーション）	日時：令和7年6月29日（日）午後1時～5時 （終了時間は予定） 場所：豊田市青少年センター 交流室 ※詳細は、1次選考結果にて通知 ※選考結果は、審査終了後、その場で発表予定
キックオフ ミーティング  ※採択団体のみ	日時：令和7年7月12日（土）午後2時～3時 場所：豊田市青少年センター 会議室 B 内容：企画実施の注意事項などの説明
企画実施期間	令和7年7月19日（土）～令和8年1月31日（土）
最終報告会  ※採択団体のみ	日時：令和8年3月8日（日）午後2時～4時 場所：豊田市青少年センター サロン

## ■ 申込み・問合せ先

豊田市青少年センター （受付時間：午前9時から午後9時）  
（月曜休館、但し月曜祝日の場合は開館）  
〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター1階  
電話 0565-32-6296 メール youth@city.toyota.aichi.jp  
ホームページ <https://youth-toyota.com/>

## 対象委託費用等について

※対象委託費用の支払いについて、すべてに領収書等が必要です。

科 目	説 明	認められないもの
報償費	<b>講演等に対する謝礼</b> ・講師料や出演料	・団体構成員が講師や出演者となる場合の謝礼
旅費	<b>事業のための移動に関わる経費</b> ・団体が本来の活動場所以外で活動の交通費 「算出方法」 公共交通機関を利用する場合 = 実費 自家用車を使用する場合 = 30 円/km	
消耗品費	<b>事務用品等の使用することで劣化しやすいもの等を購入するための経費</b>	・ユニフォーム代 ・行事の賞品、参加賞
燃料費	<b>工具、器具の燃料に対する経費</b>	
食糧費	<b>お茶等の飲物を購入する経費</b>	・団体構成員の飲物代
印刷製本費	<b>パンフレットや写真の現像・焼付等の印刷及び製本を依頼するための経費</b> ・コピー代、チラシ印刷代等	
修繕費	<b>工具、器具の本体の現状復旧を目的とする修繕の経費</b>	・バージョンアップを含む交換等の費用
賄材料費	<b>調理を必要とする食材等を購入するための経費</b>	・団体構成員用材料費
通信運搬費	<b>郵便料金（切手等）及び物品の運搬に関わる経費</b>	
手数料	<b>サービスの提供に関わる経費</b> ・音響及び照明オペレーター、廃棄物処理費等	・特別な知識、技術を必要としない作業依頼
保険料	<b>ボランティア保険、レクリエーション保険等の経費</b>	
使用料	<b>会場使用料、バス、有料駐車場、有料道路、入場料、機械等の借上及び物品等を使用する経費</b>	・団体構成員所有物品を使用する場合の費用
原材料費	<b>工作、作業等のために必要な材料及び物品を購入するための経費</b> ・砂、木材、塗料、ブロック等	

### 【対象委託費用とならないもの】

- ・団体の経常的な活動に要する経費
- ・委託契約締結前の費用

※その他判断に困るものについては、青少年センターまでご相談ください。